

第1章 総則

《危機管理室》

第1節 計画の目的及び位置付け

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定による指定水防管理団体としての本市が、市域における水害を警戒し、防ぎよし、軽減するため、水防上必要な事項について、同法第33条の規定に基づき、広島県水防計画に応じて定め、広島市防災会議に諮って策定した計画であるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、広島市防災会議が作成する広島市地域防災計画の部門計画である。

第2節 計画の内容

第1 基本事項

この計画に定める水防上必要な基本事項は、次のとおりとし、この計画に定めのない事項については、広島市地域防災計画の「基本・風水害対策編」（以下「地域防災計画」という。）によるものとする。

- 1 気象情報・水防情報等の収集及び連絡に関する事項
- 2 警戒・広報活動、被害状況等の調査、応急工作の実施、水防資機材の整備・運用等水防応急活動に関する事項
- 3 避難情報及び避難場所の開設等避難対策に関する事項
- 4 水防訓練及び教育に関する事項
- 5 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第2 細部事項

この計画を円滑に運用するため、この計画に基づく水防上の諸活動の展開に必要な細部事項は、水防組織を構成する関係部局において定めなければならない。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | | | | |
|---|----------|---|---|---|--|
| 1 | 水 | 害 | 洪水、高潮、豪雨及び津波により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ等の被害をいう。 | | |
| 2 | 水 | 防 | 組 | 織 | 地域防災計画に定める災害警戒本部及び災害対策本部をいう。 |
| 3 | 水 | 防 | 要 | 員 | 水防組織を構成する部局に属する者で、この計画における一連の活動に従事する者をいう。 |
| 4 | 水防上重要な場所 | | | | 事前調査に基づき、水防活動上、特に警戒を要すると認め、指定した堤防、護岸、溜池、急傾斜地、造成宅地等をいう。 |